

厚生労働省告示第百八十九号

次に掲げる組換えDNA技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第1A第二款に規定する安全性審査の経たので、組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の経た（平成十二年厚生省告示第百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十二年四月十五日

厚生労働大臣 長妻 昭

組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の経た生物

品種又は品目	名 称	申 請 者
わた	除草剤グリホサート耐性ワタGH B614系統と除草剤グルホシネート耐性ワタLL Cotton 25系統を掛け合わせた品種	バイエルクロップサイエンス株式会社